

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成 30 年
9 月 4 日
(火曜日)

目 次

- 告示
 - 保安林の指定(阿武町) (森林整備課) 一
 - 保安林指定施業要件の変更(森林整備課) 一
 - 区画漁業権の免許(水産振興課) 二
 - 定置漁業権の免許(水産振興課) 三
- 公告
 - 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(四件) (商政課) 四
 - 平成三十年度後期実施技能検定試験の実施(労働政策課) 七
 - 建築士の免許の取消し(建築指導課) 七
- 選管告示
 - 政治団体の名称等 一
 - 政治団体の異動事項 一
 - 解散等に係る政治団体の名称等 二

山口県告示第三百十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

平成三十年九月四日

一 保安林の所在場所

山口県知事 村岡 嗣 政



山口県告示第三百十五号

阿武郡阿武町大字福田上字長沢谷三、一〇五九一、一〇九〇六、字掛ノ平四〇、四二、四三、一〇九〇一、一〇九〇二、一〇九〇二の一、字柴口四四の一、字上ノ谷一一二、一〇八八六、一〇八八七、字木掛一四六、字道々一八九、一〇二四九、一〇一五〇、一〇八七六から一〇八七九まで、字清藤一九五、一〇一四二、一〇一四五、一〇一四六、一〇八七四、一〇八七五、一〇九二七から一〇九三〇まで、字上清藤二〇〇、二〇三の一、二〇三の二、二〇四の一、二〇四の二、一〇九三一、一〇九三二、一〇九三四の一、一〇九三四の二、字平原二〇七、二〇九、二一〇、二一一、二一二、二一三、二一五の一、二一五の二、一〇九三七、字久瀬原二八〇、二八二、字大元二九五の一、字下向一〇一三九の一、一〇一三九の二、一〇一四〇、字八保一〇五九二、一〇五九三、一〇五九五、一〇九〇三の一、一〇九〇三の二、一〇九〇四、一〇九一三、字桂ヶ迫一〇五九八の一、一〇五九八の二、字上笹原一〇五九九、一〇六〇一から一〇六〇一の三まで、字火ノ迫一〇六〇二の一、一〇六〇三の一、一〇六〇三の二、字柴山一〇六〇四、一〇六〇五の一、一〇八八八の二から一〇八八八の一まで、一〇八八八の一三から一〇八八八の一九まで、字ビワガ原一〇六三六の四、字大岩一〇八八四、字大谷一〇八八九の一、一〇八九一、字西新作一〇八九七の一、一〇八九八の一、一〇八九九の一、字長沢谷奥一〇九〇八、一〇九一〇の一、一〇九一二、字白滝一〇九〇八の一、字大亀岩一〇九三二の五、字大埤一一一六の一、字木床一一三九五の一

二 指定の目的 水源の涵養

三 指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、阿武町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
 - 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び阿武町経済課に備え置いて縦覧に供する。)

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、保

安林の指定施業要件を次のように変更する。

平成三十年九月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

保安林の指定をする件(平成三年農林水産省告示第千四十四号(一)に係るものに限る。)、保安林の指定をする件(平成五年農林水産省告示第百四十一号(一)に係るものに限る。)、保安林の指定をする件(平成五年農林水産省告示第百四十六号(二)に係るものに限る。)、及び保安林の指定をする件(平成六年農林水産省告示第千二百八十四号)に定めるところによる。

二 変更に係る指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

変更しない。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種を、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び美祢市建設農林部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

美祢市美東町絵堂字大番五四三の一、五四三の四、五四三の六、五四三第四、字大番山五四五の八から五四五の一まで、美東町赤字大杉一八六八の三、字奥大杉一八七一の一、一八七一の二、四九三九の二、字引手ヶ浴四九五一から四九六〇まで、美東町綾木字城地山二二三二の三、二二三二の二二

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、美祢市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び美祢市建設農林部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三百十六号

区画漁業権の免許の内容たるべき事項及び申請期間等に関する告示(平成三十年山口県告示第百九号)に係る漁業権につき、次のとおり漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十条の規定による免許をした。

平成三十年九月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

免許番号	漁業権者の住所及び名称
区第一号	下関市伊崎町一丁目四番二四号 山口県漁業協同組合
区第二号	〃 〃 〃 〃 〃 〃
区第三号	〃 〃 〃 〃 〃 〃
区第四号	〃 〃 〃 〃 〃 〃
区第五号	〃 〃 〃 〃 〃 〃
区第六号	〃 〃 〃 〃 〃 〃
区第七号	〃 〃 〃 〃 〃 〃
区第八号	〃 〃 〃 〃 〃 〃
区第九号	〃 〃 〃 〃 〃 〃
区第十号	〃 〃 〃 〃 〃 〃
区第十一号	〃 〃 〃 〃 〃 〃
区第十二号	〃 〃 〃 〃 〃 〃
区第十三号	〃 〃 〃 〃 〃 〃
区第十四号	〃 〃 〃 〃 〃 〃
区第十五号	〃 〃 〃 〃 〃 〃
区第十六号	〃 〃 〃 〃 〃 〃
区第十七号	〃 〃 〃 〃 〃 〃
区第十八号	〃 〃 〃 〃 〃 〃
区第十九号	〃 〃 〃 〃 〃 〃
区第二十号	〃 〃 〃 〃 〃 〃
区第二十一号	〃 〃 〃 〃 〃 〃
区第二十二号	〃 〃 〃 〃 〃 〃

区第二百二十三号	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
区第二百一十号	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
区第二百一十号	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
区第二百四号	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
区第二百五号	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
区第二百六号	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
区第二百七号	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
区第二百八号	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
区第二百九号	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
区第二百十号	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
区第二百一十号	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
区第二百二号	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
区第二百三十三号	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
区第二百十四号	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
区第二百五十五号	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
区第二百十六号	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
区第二百十七号	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
区第二百十八号	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
区第二百十九号	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
区第二百二十号	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
区第二百一十号	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
区第二百二十二号	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
区第二百二十三号	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
区第二百二十四号	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
区第二百二十五号	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
区第二百二十六号	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
区第二百二十七号	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
区第二百二十八号	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
区第二百二十九号	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
区第二百三十号	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
区第二百三十一号	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
区第二百三十二号	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

宇部市港町二丁目二番四二号
下関市伊崎町一丁目四番二四号

山口県漁業協同組合ほか
新宇部漁業協同組合
山口県漁業協同組合

区第二百二十三号	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
区第二百三十四号	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
区第二百三十五号	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
区第二百三十六号	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
区第二百三十七号	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
区第二百三十八号	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
区第二百三十九号	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
区第二百四十号	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
区第二百四十一号	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
区第二百四十二号	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
区第二百四十三号	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
区第二百四十四号	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
区第二百四十五号	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
区第二百四十六号	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
区第二百四十七号	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
区第二百四十八号	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
区第二百四十九号	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
区第二百五十号	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
区第二百五十一号	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
区第二百五十二号	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

山口県告示第三百十七号

定置漁業権の免許の内容たるべき事項及び申請期間等に関する告示(平成三十年山口県告示第二百十号)に係る漁業権につき、次のとおり漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十条の規定による免許をした。

平成三十年九月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

免許番号	漁業権者の住所及び名称
定第一号	下関市伊崎町一丁目四番二四号 山口県漁業協同組合
定第二号	阿武郡阿武町大字田一三三九 株式会社宇田郷定置網
定第三号	" " " " " " " " " " " "

定第四号 下関市伊崎町一丁目四番二四号 山口県漁業協同組合
 定第五号 “ “ “ “ “ “
 定第六号 “ “ “ “ “ “
 定第七号 長門市通五一四 通定置株式会社
 定第八号 下関市伊崎町一丁目四番二四号 山口県漁業協同組合



(一九四) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成三十年九月四日から平成三十一年一月四日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市商工水産部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成三十年九月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 コジマNEW山口宇部空港店
 所在地 宇部市東見初町五二五の一二六
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 株式会社コジマ 住所 栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号
 代表者の氏名 木村 一義
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	寺崎 悦男	木村 一義	
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社コジマ		

- 四 届出年月日
 平成三十年八月十七日
- 五 変更年月日

平成二十五年九月一日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 コジマNEW山口宇部空港店
 所在地 宇部市東見初町五二五の一二六
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 株式会社コジマ 住所 栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号
 代表者の氏名 木村 一義
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗における住居	“ “	“ “	“ “
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社レイ薬局	株式会社レイ薬局	株式会社ツルハグ&フルイマシュー西日本
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社ツルハグ&フルイマシュー西日本	株式会社ツルハグ&フルイマシュー西日本	株式会社ツルハグ&フルイマシュー西日本
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	“ “	“ “	村上 正一

- 四 届出年月日
 平成三十年八月十七日
- 五 変更年月日
 平成三十年五月二十五日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 アルク琴芝店
 所在地 宇部市西琴芝二丁目九一〇
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 株式会社丸久 住所 防府市大字江泊一九三六
 代表者の氏名 田中 康男
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 株式会社岩崎宏健堂	変更前 富水 幸朗	変更後 上野山孝誠
--------------------------------------	--	--------------	--------------

四 届出年月日

平成三十年八月二十二日

五 変更年月日

平成三十年四月一日

(一九五) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成三十年九月四日から平成三十一年一月四日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部ふるさと産業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成三十年九月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 プリムールあおい

所在地 山口市葵一丁目三四〇二

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社
住所 東京都千代田区外神田四丁目一四番一号
代表者の氏名 中川 裕

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前 有限会社ヘイワ薬局	変更後
--------------------------------------	------------------	---------

四 届出年月日

平成三十年八月十七日

五 変更年月日

平成三十年三月六日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオンタウン小郡

所在地 山口市小郡前田町二の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 三菱UFJリース株式会社
住所 東京都千代田区丸の内一丁目五番一号
代表者の氏名 柳井 隆博

名称 J A三井リース建物株式会社
住所 東京都中央区銀座八丁目一三番一号
代表者の氏名 工藤 真樹

名称 イオンタウン株式会社
住所 千葉県美浜区中瀬一丁目五の一
代表者の氏名 加藤 久誠

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	変更前 保崎 隆行	変更後 工藤 真樹
---------------------------------	--------------	--------------

四 届出年月日

平成三十年八月二十日

五 変更年月日

平成三十年四月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオンタウン小郡

所在地 山口市小郡前田町二の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 三菱UFJリース株式会社
住所 東京都千代田区丸の内一丁目五番一号
代表者の氏名 柳井 隆博

名称 J A三井リース建物株式会社
住所 東京都中央区銀座八丁目一三番一号
代表者の氏名 工藤 真樹

名称 イオンタウン株式会社
住所 千葉県美浜区中瀬一丁目五の一
代表者の氏名 加藤 久誠

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗を設置する者の 代表者の氏名	変 更 前	変 更 後
大 門 淳		加藤 久誠

四 届出年月日
平成三十年八月二十日
五 変更年月日
平成三十年五月二十八日

(一九六) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
当該届出は、平成三十年九月四日から平成三十一年一月四日までの間、山口県商工労働部商政課及び周南市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。
平成三十年九月四日

山口県知事 村岡 嗣政

変更に係る事項 大規模小売店舗を設置する者の 代表者の氏名	変 更 前	変 更 後
大 門 淳		加藤 久誠

四 届出年月日
平成三十年八月十七日
五 変更年月日
平成三十年五月二十八日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 イオンタウン周南久米A街区
所在地 周南市周南都市計画事業久米中央土地地区画整理事業地内三八街区一号
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 住 所 代表者の氏名
イオンタウン株式会社 千葉市美浜区中瀬一丁目五の一 加藤 久誠
三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗を設置する者の 代表者の氏名	変 更 前	変 更 後
大 門 淳		加藤 久誠

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 イオンタウン周南久米B街区
所在地 周南市周南都市計画事業久米中央土地地区画整理事業地内四〇街区一号
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 住 所 代表者の氏名
イオンタウン株式会社 千葉市美浜区中瀬一丁目五の一 加藤 久誠
三 変更に係る事項の概要

四 届出年月日
平成三十年八月十七日
五 変更年月日
平成三十年五月二十八日

変更に係る事項 大規模小売店舗を設置する者の 代表者の氏名	変 更 前	変 更 後
大 門 淳		加藤 久誠

四 届出年月日
平成三十年八月十七日
五 変更年月日
平成三十年五月二十八日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 イオンタウン周南久米C街区
所在地 周南市周南都市計画事業久米中央土地地区画整理事業地内三七街区一号
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 住 所 代表者の氏名
イオンタウン株式会社 千葉市美浜区中瀬一丁目五の一 加藤 久誠
三 変更に係る事項の概要

(一九七) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
 当該届出は、平成三十年九月四日から平成三十一年一月四日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。
 平成三十年九月四日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 丸久錦見店
 所在地 岩国市錦見八丁目二番五六号
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 所 代表者の氏名
 株式会社丸久 防府市大字江泊一九三六 田中 康男
 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	変更前 富水 幸朗	変更後 上野山孝誠
---	--------------	--------------

四 届出年月日
 平成三十年八月二十二日
 五 変更年月日
 平成三十年四月一日

(一九八) 平成三十年度後期実施技能検定試験の実施
 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。)第四十四条第一項の規定により、平成三十年度後期実施技能検定試験を次のとおり実施します。
 平成三十年九月四日

一 技能検定の実施職種及び試験の方法
 山口県知事 村岡 嗣政

(一) 実施職種

1 特級の技能検定

鑄造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造及びプラスチック成形
 2 一級及び二級の技能検定

次の表の上欄に掲げる職種で、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目に係るもの

職種	試験科目
さく井	ロータリー式さく井工事
工場板金	機械板金 数値制御タレットパンチプレス板金
機械検査	機械検査
電気機器組立て	シーケンス制御
半導体製品製造	集積回路チップ製造 集積回路組立て
自動販売機調整	自動販売機調整
空気圧装置組立て	空気圧装置組立て
油圧装置調整	油圧装置調整
農業機械整備	農業機械整備
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工
婦人子供服製造	婦人子供既製服縫製
和服製作	和服製作
石材加工	石材加工

職種	試験科目	<p>3 三級の技能検定</p> <p>次の表の上欄に掲げる職種で、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目に係るもの</p>	塗	金	電	機	ガ	自	カ	樹	防	コ	鉄	型	配	か	建
			装	属	気	械	ラ	動	ー	脂	水	ン	筋	枠	配	わ	築
			鋼橋塗装	金属材料試験	電気製図	機械・プラント製図	ガラス施工	自動ドア施工	カーテンウォール施工	樹脂接着剤注入施工	防水施工	コンクリート圧送施工	鉄筋組立て	型枠工事	建築配管	かわらぶき	大工工事
				機械試験 組織試験	配電盤・制御盤製図	機械製図手書き 機械製図CAD			金属製カーテンウォール工事	樹脂接着剤注入工事	アスファルト防水工事 合成ゴム系シート防水工事 塩化ビニル系シート防水工事 改質アスファルトシートトーチ工法防水工事						

職種	試験科目	<p>4 単一等級の技能検定</p> <p>次の表の上欄に掲げる職種で、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目に係るもの</p>	電	機	鉄	型	配	か	建	家	和	冷	電	機	機
			気	械	筋	枠	管	わ	築	具	凍	気	械	械	械
			電気製図	機械・プラント製図	鉄筋組立て	型枠工事	建築配管	かわらぶき	大工工事	家具製作	和服製作	冷凍空気調和機器施工	電気機器組立て	機械検査	普通旋盤
			配電盤・制御盤製図	機械製図手書き 機械製図CAD								冷凍空気調和機器施工	シーケンス制御		

二 試験の期日

(一) 試験の方法

(二) 試験の期日

(一)に規定する職種ごとに実技試験及び学科試験を実施する。

職 種	4 単一等級の技能検定	機械加工 機械検査 建築大工 かわらぶき 鉄筋施工 電気製図	平成三十一年二月十日 (日曜日)
		冷凍空調和機器施工 和裁 家具製作 機械・プラント製図	平成三十一年二月三日 (日曜日)
		電気機器組立て 配管 型枠施工	平成三十一年一月二十七日 (日曜日)
		職 種	実施期日
職 種	2 一級及び二級の技能検定	機械検査 電気機器組立て 婦人子供服製造 配管 型枠施工 ガラス施工 金属材料試験	平成三十一年一月二十七日 (日曜日)
		さく井 工場板金 自動販売機調整 油圧装置調整 農業機械整備 冷凍空調和機器施工 和裁 石材施工 防水施工 カーテンウォール施工 機械・プラント製図	平成三十一年二月三日 (日曜日)
		半導体製品製造 空気圧装置組立て 建築大工 かわらぶき 鉄筋施工 コンクリート圧送施工 樹脂接着剤注入施工 自動ドア施工 電気製図 塗装	平成三十一年二月十日 (日曜日)
		職 種	実施期日
職 種	3 三級の技能検定	職 種	実施期日
		職 種	実施期日
		職 種	実施期日
		職 種	実施期日
職 種	1 特級の技能検定	職 種	実施期日
		職 種	実施期日
		職 種	実施期日
		職 種	実施期日

(一) 実技試験

平成三十年十二月三日(月曜日)から平成三十一年二月十七日(日曜日)までの間において山口県職業能力開発協会が指定する日

(二) 学科試験

1 特級の技能検定

職 種
 铸造 金属熱処理 機械加工 放電加工 金型製作 金属プレス加工
 工場板金 めっき 仕上げ 機械検査 ダイカスト 電子機器
 組立て 電気機器組立て 半導体製品製造 自動販売機調整 空気
 圧装置組立て 油圧装置調整 建設機械整備 婦人子供服製造
 ラスチック成形

平成三十一年二月三日
(日曜日)

電子回路接続

平成三十一年二月十日
(日曜日)

三 試験の場所

山口県職業能力開発協会が指定する場所

四 受検資格

(一) 特級の技能検定にあつては、法第四十五条及び職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「省令」という。)第六十四条に規定する者であること。

(二) 一級の技能検定にあつては、法第四十五条及び省令第六十四条の二に規定する者であること。

(三) 二級の技能検定にあつては、法第四十五条及び省令第六十四条の三に規定する者であること。

(四) 三級の技能検定にあつては、法第四十五条及び省令第六十四条の四に規定する者であること。

(五) 単一等級の技能検定にあつては、法第四十五条及び省令第六十四条の六に規定する者であること。

受検申請書の受付期間

平成三十年十月一日(月曜日)から同月十二日(金曜日)まで(郵送の場合は、十月十二日までの消印のあるものは、有効とする。)

受検申請書の提出先
 山口市旭通り二丁目九番一九号山口建設ビル三階(郵便番号七五三〇〇五一)
 山口県職業能力開発協会

七 提出書類

(一) 受検申請書

(二) 受検者が本人であることを確認できる書類(氏名及び生年月日が確認できるものに限る。)

(三) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者にあつては、その資格を証する書面

八 受検手数料

受検申請書の提出の際に次に掲げる額を山口県職業能力開発協会に納付すること。

(一) 学科試験にあつては、三千百円

(二) 実技試験にあつては、次の1の表から9の表までの上欄に掲げる職種ごとにそれぞれこれらの表の下欄に掲げる額

1 特級の技能検定

職	種	手数料	<p>4 二級の技能検定（受検者が平成三十年四月一日現在において三十五歳以上の者である場合）</p>	和裁 機械・プラント製図 電気製図 手数料 四千百円	機械検査 婦人子供服製造 手数料 五千九百円	さく井 工場板金 電気機器組立て 半導体製品製造 自動販売機調整 空気圧装置組立て 油圧装置調整 農業機械整備 冷凍空気調和機器施工 石材施工 建築大工 かわらぶき 配管 型枠施工 鉄筋施工 コンクリート圧送施工 防工 水施工 樹脂接着剤注入施工 カーテンウォール施工 自動ドア施工 ガラス施工 金属材料試験 塗装 手数料 八千九百円
				職 種 手数料 和裁 機械・プラント製図 電気製図 手数料 四千百円	機械検査 婦人子供服製造 手数料 五千九百円	職 種 手数料 和裁 機械・プラント製図 電気製図 手数料 四千百円
職	種	手数料	<p>3 二級の技能検定（受検者が平成三十年四月一日現在において三十五歳未満の者（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第百三十九号）別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。以下同じ。）である場合）</p>	和裁 機械・プラント製図 電気製図 手数料 四千百円	機械検査 婦人子供服製造 手数料 五千九百円	さく井 工場板金 電気機器組立て 半導体製品製造 自動販売機調整 空気圧装置組立て 油圧装置調整 農業機械整備 冷凍空気調和機器施工 石材施工 建築大工 かわらぶき 配管 型枠施工 鉄筋施工 コンクリート圧送施工 防工 水施工 樹脂接着剤注入施工 カーテンウォール施工 自動ドア施工 ガラス施工 金属材料試験 塗装 手数料 八千九百円
				職 種 手数料 和裁 機械・プラント製図 電気製図 手数料 四千百円	機械検査 婦人子供服製造 手数料 五千九百円	職 種 手数料 和裁 機械・プラント製図 電気製図 手数料 四千百円
職	種	手数料	<p>2 一級の技能検定</p>	和裁 機械・プラント製図 電気製図 手数料 一万三千百円	機械検査 婦人子供服製造 手数料 一万四千九百円	鑄造 金属熱処理 機械加工 放電加工 金型製作 金属プレス加工 工場板金めっき 仕上げ 機械検査 ダイカスト 電子機器組立て 電気機器組立て 半導体製品製造 自動販売機調整 空気圧装置調整 建設機械整備 婦人子供服製造 プラスチック成形 手数料 一万七千九百円
				職 種 手数料 和裁 機械・プラント製図 電気製図 手数料 一万三千百円	機械検査 婦人子供服製造 手数料 一万四千九百円	職 種 手数料 和裁 機械・プラント製図 電気製図 手数料 一万三千百円

職	種	手数料	<p>7 三級の技能検定（受検者が在校生でなく、平成三十年四月一日現在において三十五歳未満の者である場合）</p>	和裁 機械・プラント製図 電気製図 手数料 四千百円	機械検査 婦人子供服製造 手数料 五千九百円	さく井 工場板金 電気機器組立て 半導体製品製造 自動販売機調整 空気圧装置組立て 油圧装置調整 農業機械整備 冷凍空気調和機器施工 石材施工 建築大工 かわらぶき 配管 型枠施工 鉄筋施工 コンクリート圧送施工 防工 水施工 樹脂接着剤注入施工 カーテンウォール施工 自動ドア施工 ガラス施工 金属材料試験 塗装 手数料 八千九百円
				職 種 手数料 和裁 機械・プラント製図 電気製図 手数料 四千百円	機械検査 婦人子供服製造 手数料 五千九百円	職 種 手数料 和裁 機械・プラント製図 電気製図 手数料 四千百円
職	種	手数料	<p>6 三級の技能検定（受検者が在校生であり、平成三十年四月一日現在において三十五歳以上の者である場合）</p>	和裁 機械・プラント製図 電気製図 手数料 四千四百円	機械検査 婦人子供服製造 手数料 五千円	機械加工 機械検査 電気機器組立て 冷凍空気調和機器施工 和裁 家具製作 建築大工 かわらぶき 配管 型枠施工 鉄筋施工 機械・プラント製図 電気製図 手数料 二千九百円
				職 種 手数料 和裁 機械・プラント製図 電気製図 手数料 四千四百円	機械検査 婦人子供服製造 手数料 五千円	職 種 手数料 和裁 機械・プラント製図 電気製図 手数料 四千四百円
職	種	手数料	<p>5 三級の技能検定（受検者が在校生であり、平成三十年四月一日現在において三十五歳未満の者である場合）</p>	和裁 機械・プラント製図 電気製図 手数料 一万三千百円	機械検査 婦人子供服製造 手数料 一万四千九百円	鑄造 金属熱処理 機械加工 放電加工 金型製作 金属プレス加工 工場板金めっき 仕上げ 機械検査 ダイカスト 電子機器組立て 電気機器組立て 半導体製品製造 自動販売機調整 空気圧装置組立て 油圧装置調整 農業機械整備 冷凍空気調和機器施工 石材施工 建築大工 かわらぶき 配管 型枠施工 鉄筋施工 コンクリート圧送施工 防工 水施工 樹脂接着剤注入施工 カーテンウォール施工 自動ドア施工 ガラス施工 金属材料試験 塗装 手数料 一万七千九百円
				職 種 手数料 和裁 機械・プラント製図 電気製図 手数料 一万三千百円	機械検査 婦人子供服製造 手数料 一万四千九百円	職 種 手数料 和裁 機械・プラント製図 電気製図 手数料 一万三千百円

8 三級の技能検定（受検者が在校生でなく、平成三十年四月一日現在において三十五歳以上の者である場合）

職	種	手数料
和裁 機械・プラント製図 電気製図		一万三千百円
機械検査		一万四千九百円
機械加工 電気機器組立て 冷凍空気調和機器施工 家具製作 建築大工 かわらぶき 配管 型枠施工 鉄筋施工		一万七千九百円

9 単一等級の技能検定

職	種	手数料
電子回路接続		一万七千九百円

九 問題の公表

実技試験の問題は、平成三十年十一月二十六日（月曜日）に山口県職業能力開発協会において公表する。ただし、一部の職種については、公表しない。

十 合格者の発表等

(一) 合格者の発表は、平成三十一年三月十五日（金曜日）とし、合格者の受検番号を山口県庁エントランスホール内の掲示板に掲示する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県商工労働部労働政策課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受検者は、合格者の発表日以後、受検票を提示してその旨を知事に申し出ること。

十一 その他

(一) 受検案内、受検申請書等の請求は、山口県職業能力開発協会、市役所、町役場、公共職業安定所、高等産業技術学校、山口職業能力開発促進センター又は防府地域職業訓練センターにすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「技能検定試験」と朱書きし、百四十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、山口県職業能力開発協会にすること。

(二) 技能検定試験についての問合せは、山口県職業能力開発協会（電話〇八三一九二二一八六四六）にすること。

(一九九) 建築士の免許の取消し

建築士法（昭和二十五年法律第二百二二号）第九条第一項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消しました。

平成三十年九月四日

山口県知事 村岡 嗣政

氏名	二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	免許取消年月日	免許の取消しの理由
松岡 英生	二級建築士	第四一四五号	平成三〇、八、二二	死亡



山口県選挙管理委員会告示第五十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による届出があった政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成三十年九月四日

山口県選挙管理委員会委員長 田中 一郎

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	届出(届出年月日)
河原一博後援会	小野 道雄	河原 圭子	阿武郡阿武町大字奈古992		平成29、6
躍動する山口を創る会	小澤 克介	兼重 信輔	山口市駅通り2丁目3番29号		"/、2

山口県選挙管理委員会告示第六十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による届出があった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

平成三十年九月四日

山口県選挙管理委員会委員長 田中 一郎

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容		備考 (異動年月日)
			新	旧	
木佐木大助後援会	片山 房一	代表者 会計責任者	片山 房一 加藤 孝明	池之上 博 西岡 広伸	平成29、 2、20
笹井たく後援会	笹井清二郎	代表者	笹井清二郎	松本 英吉	" 10、19
三菱下関地区本部政治活動 委員会	徳野 啓範	名称 会計責任者	三菱下関地区 本部政治活動 委員会 三好 祐介	三菱下船支部 政治活動委員 会 井上 薫	" " /

山口県選挙管理委員会告示第六十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による届出があった解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成三十年九月四日

山口県選挙管理委員長 田 中 一 郎

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
岩本のぶ子後援会	岩本 信子	岩本 信子	山陽小野田市大字西高泊/35/の1	平成29、 10、11
税理士による高村正彦 後援会	松永 浩之	松田 明	周南市城ヶ丘2丁目 / 番37号	" " 4
光野恵美子後援会	岩田 貢	岩田 貢	柳井市古開作1146の20	" 9、11